

2025（令和7）年度「人権」に関するポスター募集要領

1 目的

三重県議会における人権県宣言の決議及び「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、人権が尊重される、明るく住みよい社会を実現するため、広く県民に人間の尊厳と人権の尊重についての意識啓発を行うとともに、教育活動を通じて児童・生徒の人権意識の一層の高揚を図り、部落差別（同和問題）をはじめとするあらゆる人権問題を解決していくことを目的とします。

2 主催

三重県、三重県教育委員会、三重県人権啓発活動ネットワーク協議会

3 応募方法

（1）内容

人間の尊さ、自由と平等の大切さを訴え、部落差別（同和問題）をはじめとするあらゆる人権問題を解決することの大切さを表現するものを描いてください。

（2）応募資格

県内の児童・生徒（1人1点で、自作、未発表のものに限ります。）

作品は、各学校において審査を行い、県への応募は各学年で5点までとします。

ただし、学年の児童・生徒数が200人を超える場合は、40人増すごとに1点追加しての応募を可とします。

（3）用紙等

ア 画用紙は、4つ切り（38 cm×54 cm、縦横自由）とします。

イ クレヨン・パステル・ポスターカラー等水彩画の絵具を使用してください。

（色の数に制限はありません。）

ウ 標語は自由とします。

※ 最近、用紙に別途紙を貼るなどし、展開する作品の提出があります。上記サイズを超えた作品や立体的な作品については、提出いただいても審査対象外といたしますので御承知ください。

※ 鉛筆・色鉛筆・シャープペンシルの作品については、複写する都合上、審査対象外となる場合があります。

（4）送付上の注意

ア 応募作品には、別添様式(1)により学校名、学年、名前、作品の意図（200字まで）を明記し、作品の裏面右下隅に必ず貼付してください。

イ 応募作品は、学校単位で別添様式(2)及び様式(3)を添付して送付してください。

ウ 作品は、丸めずに必ず伸ばして送付してください。

4 応募締切 2025（令和7）年9月12日（金）〔人権センター必着〕

人権センターに直接提出していただく場合は、8時30分から17時までに1階事務室までお越しください。

人権センターは土日祝日も開館しています。締切日にかかわらず、準備ができ次第、提出をお願いいたします。

5 応募作品の提出先(問い合わせ先)

〒514-0113 津市一身田大古曾693-1

三重県人権センター(担当:吉村)

電話番号 059-233-5501 FAX 059-233-5511

6 優秀作品

(1) 審査

応募作品は、審査のうえ20点程度優秀作品といたします。作品の意図も審査対象とします。

(2) 公表

優秀作品となった場合は、応募用紙に記入された学校名、学年、名前、作品の意図を三重県ホームページや報道機関に公表いたします。

なお、優秀作品につきましては、当該学校へ連絡しますが、個人表彰や参加賞はありませんので御承知おきください。

(3) 人権啓発活動への活用

優秀作品については、複写し、6(2)発表の内容とともに、複写を台紙に貼付し、人権センターや各地域庁舎において順次展示します。また、人権カレンダーや啓発物品とするなど、県民の皆さんへの人権啓発活動に活用させていただきます。

7 著作権等

応募作品の著作権は原作者に帰属しますが、県が行う人権啓発活動等で作品を使用するための複製、転載、配布に関わる権利及び県が実施する展示会やホームページ等での作品の公開に関わる権利は、県に帰属することとします。

また、応募作品に関わる個人情報、この事業で必要となることのほかは使用しません。

8 応募作品の返却

優秀作品も含め、すべての応募作品は、次の日程で当センターに引き取りにきていただく場合に限り、当該学校へ返却いたします。応募作品の個人への返却とはせず、学校単位での返却とさせていただきます。

なお、返却期間中に引き取りがない場合は、保管管理上から、2026(令和8)年4月以降に廃棄扱いといたしますので御了承ください。

返却開始 2025(令和7)年11月4日(火)以降

※ 毎年140校程度の応募があります。来所される前に必ず御連絡ください。

※ 学校行事での展示等、上記以降の返却では間に合わない場合、御連絡ください。
別途対応させていただきます。

9 その他

- ・昨年度優秀作品 (<https://www.pref.mie.lg.jp/JINKENC/HP/000292911.htm>)
- ・当事業は法務省所管の人権啓発活動地方委託事業により実施しています。

昨年度優秀作品は
こちらでもご確認いただけます

